

告 示

埼玉県告示第百七十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年三月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 許可番号

第二〇二二―四九―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県北本市栄一番一外一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七百三十五・〇〇三立方メートル

浸透効果量 〇・〇〇四八立方メートル毎秒